

消費税法改正に係る取扱いについて

消費税につきましては、平成28年4月に消費税法（昭和63年法律第108号）の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。

東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が発注する契約時において適用される消費税率及び契約案件の履行途中において適用される税率が変更となる場合における契約変更については、基本的に、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

I 共通事項

1 契約締結時の消費税率について

- (1) 平成31年4月1日以降に契約締結し、課税資産の譲渡等の日（公社においては「検査合格した日」。以下同じ。）が令和元年10月1日以降となる契約について、契約案件ごとに消費税率が異なります。
- (2) 平成31年3月31日以前に契約手続を開始し、契約締結日が平成31年4月1日以降となる場合で、課税資産の譲渡等の日が令和元年10月1日以降となる場合も、契約案件ごとに消費税率が異なります。
- (3) 平成31年3月31日までに締結した契約は、課税資産の譲渡等の日が令和元年9月30日以前か令和元年10月1日以降かを問わず、消費税率8%が適用されます。
- (4) 当初契約締結時の消費税率は、必ずご確認ください。

2 契約変更

(1) 増額変更

平成31年4月1日以降に契約締結した案件で、契約締結時は消費税率8%で契約し、課税資産の譲渡等の時に適用する消費税率が10%となる場合は、契約変更（増額）の対象となります。この場合におきましては、受注者から増額変更の協議を申請してください。

(2) 減額変更

平成31年4月1日以降の契約締結時に消費税率10%で契約し、課税資産の譲渡等の時に適用する消費税率が8%となる場合は、契約変更（減額）の対象となります。この場合におきましても、受注者から変更の協議（減額）を申請してください。

II 経過措置

今回の消費税率の引上げ時におきましても、一定の要件を満たす場合は、経過措置が適用され、消費税率が8%となります。

主な経過措置は、以下のとおりです。

- 1 工事請負及び製造の請負並びにその他消費税法施行令（平成26年政令第317号）第4条第5項に規定する測量、地質調査、工事の施工に関する調査、監理、設計等の業務委託（改正消費税法附則第5条第3項が適用されるもの）
 - (1) 平成31年3月31日以前に締結した契約で、課税資産の譲渡等の日が令和元年10月1日以降のものについては、消費税率が8%となります。ただし、平成31年4月1日以降に設計変更等に伴う契約変更により増額となるものは、当該増額部分には消費税率10%が適用されます。
 - (2) 平成31年3月31日以前に締結した契約で、当初の工期等が令和元年9月30日以前のもので、設計変更等により契約金額が増額となり、工期等が令和元年10月1日以降に延長となるものについては、増額した部分に消費税率10%が適用されます。

- 2 工事請負契約、製造の請負（改正消費税法附則第7条第1項が適用されるもの）

平成31年4月1日以降に締結し、課税資産の譲渡等の日が令和元年10月1日以降の契約については、消費税率10%が適用されますが、長期大規模工事等かつ受注者の会計処理が「工事進行基準」の場合は、消費税法附則第7条第1項が適用されるため、令和元年9月30日までの部分には消費税率8%が適用されます。

このため、契約代金請求時には、消費税率8%部分と10%部分を計算した上で会社に対して請求することとなります。

- 3 部分引渡し

平成31年4月1日以降に契約締結し、令和元年10月1日以降に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税率10%が適用されますが、令和元年9月30日までに部分引渡しを行う場合は、その部分引渡しを行う部分には消費税率8%が適用されます。

この場合の部分引渡しとは、「部分しゅん功」を指し、「部分払」は対象外です。

また、部分引渡しが令和元年10月1日以降に行われる場合は、経過措置は適用とならず、消費税率10%が適用されます。

Ⅲ 変更協議の提出

消費税率変更に伴う契約金額の変更協議の提出は、10月1日以降速やかに、公社本社7F窓口まで直接お持ち頂くか郵送（配達記録が確認できる方法）、宅配便等をお願い致します。

（事前にFAX等お送り頂ければ、記載内容を確認致します）

連絡先

〒192-0904

東京都八王子市子安町四丁目7番1号

公益財団法人東京都都市づくり公社

総務部企画経理課契約検査係

TEL 042-686-1181 FAX 042-686-1302

（令和元年10月11日版）

消費税の最終的な課税処分の権限は、国税庁にあります。

消費税法に関する詳細な取扱いやご不明な点等につきましては、最寄りの税務署または国税庁のホームページ等にてご確認ください。

収入印紙 200円

原契約書が印紙を必要とする課税文書の場合は、変更金額にかかわらず 200 円の印紙が必要です。必要に応じて貼付願います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

実際に協議(提出)した日付

東京都都市づくり公社
理事長 殿

〇〇 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

消費税率変更に伴う契約金額の変更について(協議)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付 31 東都公総 第〇〇〇号をもって契約締結した
 件名 〇〇〇〇〇〇

つきましては、下記のとおり変更したいので、契約条項第〇〇条の規定により協議
 します。

・工事請負契約書 第 23 条
 ・設計等請負契約書 第 17 条
 ・業務委託契約書 第 26 条
 ・業務委託単価契約書 第 23 条等
 各契約書の契約条項を記載
 * 工事単価契約書については発注限度額のみ
 記載のため協議書提出の必要はありません

1 内容

消費税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 以降、消費税及び地方消費税の
 率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、本契約の消費
 税及び地方消費税についても10 パーセントとなるため、契約金額を変更する。

2 金額

増額変更額 ￥〇〇〇,〇〇〇-

うち消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇,〇〇〇-

3 契約期間
変更なし

① “増額変更額”と“消費税の額”は同額(2%増税分)です
 ② 《業務委託単価契約記載例》
 2 金額
 (増額変更額(推定総金額) ￥〇〇〇, 〇〇〇-)

4 変更日

令和 年 月 日

空欄でお願いします

収入
印紙
200 円

令和 年 月 日

公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行 殿

印

消費税率変更に伴う契約金額の変更について(協議)

年 月 日付 31 東都公総 第 号をもって契約締結した

件名

につきましては、下記のとおり変更したいので、契約条項第 条の規定により協議
します。

1 内 容

消費税法の一部改正により、令和元年 10 月 1 以降、消費税及び地方消費税の
率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、本契約の消費
税及び地方消費税についても 10 パーセントとなるため、契約金額を変更する。

2 金 額

増額変更額 円

うち消費税及び地方消費税の額 円

3 契約期間

変更なし

4 変更日

令和 年 月 日